
第3章 基本的な考え方

1 条例の考え方

「北上市文化芸術基本条例」は、法の理念に基づき市が今後目指す文化芸術を生かしたまちづくりの方向性を示す理念条例です。

文化芸術は、人々の創造性を育み、感性を豊かにし、安らぎや潤いをもたらすものであり、文化芸術活動が人の営みの中に溶け込み、息づくことでまちに活力を与えるものと考えます。また、活発な文化芸術活動が行われることは、人が互いに共感し合う心を育て、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に資するものであり、その意義を十分に生かした施策を行っていくことが重要であると考えます。

条例の制定にあたっては、法の理念に基づき、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性や文化芸術の固有の意義と価値を尊重すること、多様な交流により発展させてきた豊かな文化を将来にわたり継承、発展させながら新たな文化芸術の創造を促進し、まちづくりに生かしていくことを基本としています。

また、条例では、市民の文化的人権を保障し誰もが平等に多様な文化芸術を行うことのできる環境整備を進める「市民文化政策」と、戦略的思考によりまちの発展につながるような都市アイデンティティの形成や芸術産業の発展に資する「都市文化政策」という考え方をもとに、基本理念と基本的施策を掲げました。

○北上市文化芸術基本条例（令和３年条例第８号） 抄

（基本理念）

第３条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること。
- (2) 年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく多様な文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- (3) 豊かな風土及び歴史に培われてきた本市の伝統的な文化を次代へ継承し、文化芸術を生かした魅力ある都市アイデンティティの形成に努めること。

（基本的施策）

第８条 市民等及び市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 市民等による多様な文化芸術活動が促進され、文化芸術活動を行う者のなりわいとなるような「元気なまち」にするための施策
- (2) 青少年、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策
- (3) 文化財、特に民俗芸能の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策
- (4) 前３号に掲げるもののほか、文化芸術に関する必要な施策

2 基本方針

基本計画では、条例第3条の基本理念に基づき、第8条に定める基本的施策を推進するため、次の4つを基本方針とします。

基本方針1 自主性及び創造性の尊重 ～元気なまち～

文化芸術を創造し享受することは、人の生まれながらの権利であり、自ら創造したり鑑賞したりすることを通じて、豊かな人間性、創造性を涵養し、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらす人のつながりや相互理解を深め、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成につながります。

市民が、身近な場所で多様な文化芸術活動を行うことのできる場を提供し、地域の人々とのつながりや生きがい生まれる環境を整備します。

また、地域文化や芸術産業の発展、文化芸術活動を行う人のなりわいになるように、多様な文化芸術活動を促進します。

基本方針2 文化芸術による社会包摂[※]の実現 ～優しいまち～

年齢、障がいの有無、国籍及び文化的背景の違い、性別並びに性的思考及び性自認等にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮でき、あらゆる人にとって暮らしやすく、多様性が尊重される社会形成を推進するため、多様な文化芸術活動を生かした、ボーダーレス[※]な交流機会を提供することにより、すべての市民に社会参加の機会を開いていきます。

また、障がい者等が行う自由な表現活動が活発に行われる環境を整備するとともに、活動を支える人材の育成と充実を図ります。

基本方針3 誇りの持てる北上らしさの発信 ～魅力的なまち～

長い間守り継承されてきた民俗芸能を含む文化財等や、豊かな風土から培われた生活文化等かけがえのない財産を将来に渡って継承していくための施策を推進します。

また、市民がその魅力の理解を深め、誇りや愛着を持てるよう「北上らしさ」の醸成を図り発信します。さらに、伝統的な文化を礎とした新たな文化芸術の創造によって、地域の交流とコミュニティの活性化を図ります。

※社会包摂（ソーシャルインクルージョン）：社会的に弱い立場にある人々をも含め、誰もが社会に参画する機会を持ち、排除されないこと。孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう社会の構成員として包み支え合うという理念。

※ボーダーレス：年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域などによる境目がないこと。

基本方針 4 しくみづくり

文化芸術活動を活発に行うためには、人づくり、連携づくり、場づくりが重要です。誰もが主体的に文化芸術活動に参画する持続可能なまちづくりを目指し、専門人材の確保と育成、多様な分野と連携、情報発信を行い、場の創出を図ります。

3 文化芸術を推進するための各主体の役割

(1) 市民

文化芸術活動を行う主体は市民であり、文化芸術活動の重要な担い手です。市民は、心豊かな市民生活や魅力ある地域社会の実現、文化芸術を生かしたまちづくりのために、多様な文化芸術の価値を尊重し、様々な文化芸術活動に協力する役割を持っています。

(2) 文化芸術活動を行う者

文化芸術活動を行う者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図る役割を持っています。

また、文化芸術活動の充実を図るため、多様な分野の関係団体等と連携するとともに、文化芸術の発展のため、人材を育成する役割を持っています。

(3) 教育に携わる者

教育に携わる者は、文化芸術にふれる機会の充実を図り、子ども達の感性を育み、表現力を高め創造力を豊かなものにする役割を持っています。

(4) 市

市は、誰もが文化芸術にふれる機会を得られるよう、市内外の関係者及び観光や国際交流、福祉、教育、産業など、他分野との横断的かつ有機的な連携を図り、文化芸術に関する施策を総合的、効果的に推進します。

また、基本計画の進捗状況を確認しながら、社会情勢等の変化などに応じて計画を見直します。

4 体系図

